

○総務省告示第二百二十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九十条第二項の規定に基づき、登録認定機関として登録したDEKRAサーティフィケーション・ジャパン株式会社から住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和五年六月二十日

総務大臣 松本 剛明

一 登録認定機関の住所

変更後	変更前
神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町一三四横浜ビ ジネスパークウエストタワー七階	東京都立川市曙町一丁目二八番一〇号ウエスト ウイング七階

二 変更年月日

令和五年四月一日